平成 24 年５月 21 日

各　　位

会　　社　　名　株式会社ヤマノホールディングス
代 表 者 名　代表取締役社長
兼最高執行責任者　山 野　義 友
（ＪＡＳＤＡＱ　コード番号　7571　）
問い合わせ先　取締役常務執行役員
管理本部長　　金 木　俊 明
電　話　番　号　０３－３３７６－７８７８

（訂正）「定款の一部変更に関するお知らせ」及び「株式の併合に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年５月16日に公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容を一部訂正することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当該決議に伴い、同日付で公表いたしました「株式の併合に関するお知らせ」につきましても内容を一部訂正させていただきます。

記

１．訂正の理由

当社は、当社定款において、当社の株主は、単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）を当社に請求できる旨を定めております。当該の単元未満株主の売渡請求は、当社が相応の自己株式を保有していることが前提となります。しかしながら、現在当社が保有している自己株式は15,966株となっており、また、分配可能額の不足により自己株式の追加取得もできないため、株主様からの売渡請求があった際に応じられない可能性があることから、当該規定の削除を決議いたしました。

２．「定款の一部変更に関するお知らせ」の訂正箇所

【訂正箇所】　修正部分は二重線を付しております。

（訂正前）　　（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、88,000,000株とし、普通株式及びＡ種優先株式並びにＢ種優先株式の各発行可能種類株式総数は、それぞれ、87,999,900株及び50株並びに50株とする。 以下省略	（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、68,000,100株とし、普通株式及びＡ種優先株式並びにＢ種優先株式の各発行可能種類株式総数は、それぞれ、68,000,000株及び50株並びに50株とする。 以下省略

（訂正後）　　（下線は変更部分であります。）
（二重線は追加・修正部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、88,000,000株とし、普通株式及びＡ種優先株式並びにＢ種優先株式の各発行可能種類株式総数は、それぞれ、87,999,900株及び50株並びに50株とする。 以下省略	（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、68,000,100株とし、普通株式及びＡ種優先株式並びにＢ種優先株式の各発行可能種類株式総数は、それぞれ、68,000,000株及び50株並びに50株とする。 以下省略
（単元株式数） 第８条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １） ～　（条文省略） ３） ４）次条に定める請求をする権利。	（単元株式数） 第８条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １） ～　（現行どおり） ３） （削　除）
（単元未満株主の売渡請求） 第９条　本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。	（削　除） （第９条削除のため、以降は１条ずつ繰上げ。）

３．「株式の併合に関するお知らせ」の訂正箇所
【訂正箇所】　修正部分は下線を付しております。

（訂正前）
２．株式併合の内容
（１）併合の方法
平成24年８月１日をもって、平成24年７月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に普通株式２株につき１株の割合をもって併合します。ただし、本株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条に基づき、売却又は買取りを実施し、その代金に端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分

配します。
（２）～（３）省略

（４）株式併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成24年３月31 日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、平成24年３月31日現在の普通株式における当社株主構成では、総株主数3,601名のうち、併合前の保有株式数が２株未満の株主様38名（その所有株式数の合計は38株）が保有機会を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有することとなる株主様は、会社法第192条の定めによる当社株式取扱規程に定めるところにより、引き続き当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。また、同じく当社定款第９条の定めによる当社株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数を併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）を請求することができます。

（訂正後）

２．株式併合の内容

（１）併合の方法

平成24年８月１日をもって、平成24年７月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に普通株式２株につき１株の割合をもって併合します。ただし、本株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条に基づき、買取りを実施し、その代金に端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配します。

（２）～（３）省略

（４）株式併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成24年３月31 日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、平成24年３月31日現在の普通株式における当社株主構成では、総株主数3,601名のうち、併合前の保有株式数が２株未満の株主様38名（その所有株式数の合計は38株）が保有機会を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有することとなる株主様は、会社法第192条の定めによる当社株式取扱規程に定めるところにより、引き続き当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。以下削除

以　上